

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱

第一 刑法の一部改正

一 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正

1 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪の要件の改正

- (一) (1)から(8)までに掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処するものとする。 (第七百七十六

条第一項関係)

- (1) 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- (2) 心身の障害を生じさせること又はそれが あること。
- (3) アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- (5) 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- (6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- (7) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれが あること。

(8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

(二) 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、(一)と同様とすること。(第百七十六条第二項関係)

(三) 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、(一)と同様とすること。(第百七十六條第三項關係)

2 強制性交等罪及び準強制性交等罪の要件の改正

(一) 1 (1)から(8)までに掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの(以下「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処するものとする。 (第百七十七條第一項關係)

(二) 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、(一)と同様とすること。(第百七十七

条第二項関係)

(三) 十六歳未満の者に対し、性交等をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、(一)と同様とすること。(第百七十七条第三項関係)

二 十六歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

1 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、(一)から(三)までに掲げるいずれかの行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処するものとする。 (第百八十二条第一項関係)

(一) 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。

(二) 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。

(三) 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 1の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処するものとする。 (第百八十二条第二項関係)

3 十六歳未満の者に対し、(一)又は(二)に掲げるいずれかの行為(二)に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円

以下の罰金に処するものとする。 (第八十二条第三項関係)

(一) 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること。

(二) (一)に掲げるもののほか、膺又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿態、

性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその映像を送信すること。

第二 刑事訴訟法の一部改正

一 性犯罪についての公訴時効期間の延長

1 (一)から(三)までに掲げる罪についての時効は、当該(一)から(三)までに定める期間を経過することによって完成するものとする。 (第二百五十条第三項関係)

(一) 刑法第八十一条の罪(人を負傷させたときに限る。)又は同法第二百四十一条第一項の罪等 二十年

(二) 刑法第七十七条又は第七十九条第二項の罪等 十五年

(三) 刑法第七十六条又は第七十九条第一項の罪等 十二年

2 1 (一)から(三)までに掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わった時に十八歳未満である場合における時効は、当該1 (一)から(三)までに定める期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによって完成するものとする。 (第二百五十条第

四項関係)

二 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

刑法第七十六条、第七十七条又は第七十九条の罪の被害者等の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が、供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者が十分な供述をするために必要な措置及び供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置が採られた状況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、証拠とすることができるものとし、この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないものとする。〔第三百二十一条の三第一項関係〕

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 附則

一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（

附則第二条から第十九条まで関係）